

令和元年度東村山市人事行政の運営等の状況の公表について

1 職員の任免状況

(単位:人)

(1) 職員の採用(平成31年4月2日～令和2年4月1日の採用者)

職種	受験者			採用者		
	男	女	計	男	女	計
一般行政職	212	89	301	17	12	29

(2) 退職者(令和元年度退職者)

職種	定年退職者			普通退職者		
	男	女	計	男	女	計
一般行政職	5	2	7	5	7	12
保育士	0	1	1	0	2	2
保健師	0	0	0	0	1	1
栄養士	0	1	1	0	2	2
児童厚生員	0	3	3	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	1	1
合計	5	7	12	5	13	18

(3) 昇任者

職種	昇任者数		
	男	女	計
次長職昇任	1	1	2
課長職昇任	7	0	7
課長補佐職昇任	4	0	4
係長職昇任	13	5	18
合計	25	6	31

(4) 降任者

	男	女	計
人数	3	0	3

当市では、係長職以上の職にある職員が、本人の病気や家族の介護等の理由により現在の職責を果たすことが困難な場合に、職員自ら降任を申し出ることができる「自主的降任制度」を整備し、職員の健康維持・増進や勤労意欲等の回復促進により、組織の活性化を図っています。

2 職員数の状況

(単位:人)

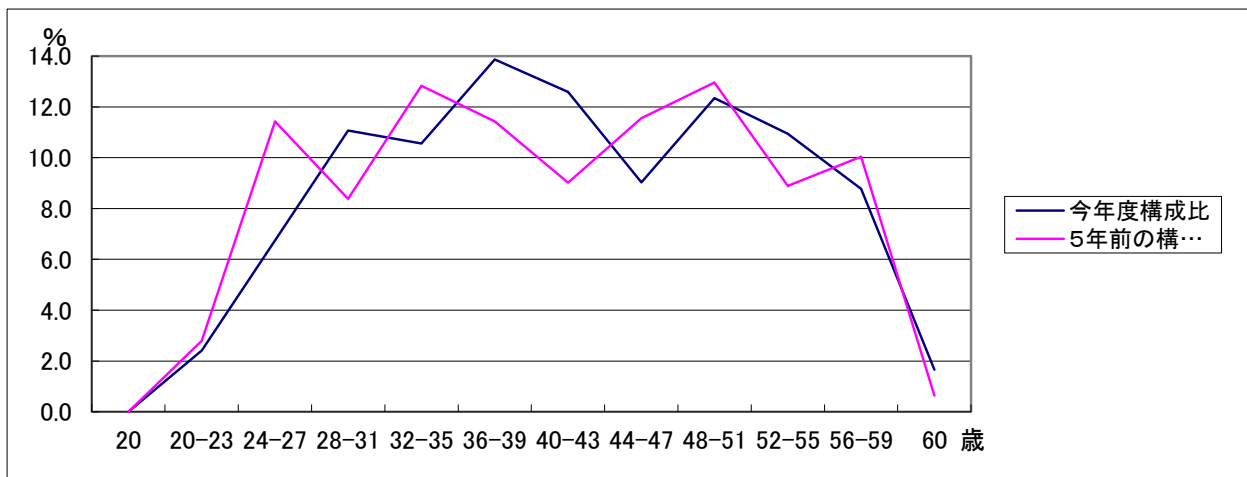
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和元年	令和2年		
普通会計部門	議会	8	8	0	業務増、組織改正に伴う計上部門の見直し 欠員不補充
	総務・企画	170	183	13	
	税務	54	53	△1	
	農林水産	4	4	0	
	商工	4	4	0	
	土木	51	51	0	
	民生	269	263	△6	
	衛生	60	58	△2	
	小 計	620	624	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.25 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 43.90)
	教育部門	126	118	△8	退職者不補充、組織改正に伴う計上部門の見直し
小 計	746	742	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.06 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.42)	
公営企業計業部等門	下水	6	6	0	
	その他	38	38	0	
	小 計	44	44	0	
合 計		790 [933]	786 [933]	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.97

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、上記人数に教育長は含んでいません。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 教育部門とは、教育委員会の職員です。
 4 公営企業等会計部門とは、下水道・国保・介護・後期高齢に係る職員です。
 5 △は、前年と比較して減となったことを示します。
 6 類似団体とは、人口規模、産業構造等が東村山市と類似している団体です(平成31年4月1日現在)。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0	19	53	87	83	109	99	71	97	86	69	13	786

(3) 職員数の推移(過去5年間)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	増減数
一般行政	職員数	617	619	618	614	620	624	7
	増 減	3	2	△ 1	△ 4	6	4	
教 育	職員数	127	125	125	126	126	118	△ 9
	増 減	△ 2	△ 2	0	1	0	△ 8	
小計 (普通会計)	職員数	744	744	743	740	746	742	△ 2
	増 減	1	0	△ 1	△ 3	6	△ 4	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	43	42	43	44	44	44	1
	増 減	0	△ 1	1	1	0	0	
総合計	職員数	787	786	786	784	790	786	△ 1
	増 減	1	△ 1	0	△ 2	6	△ 4	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費・給与の状況

①人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	人 150,789	千円 54,839,669	千円 1,933,771	千円 8,019,216	% 14.6	% 14.7

(注) 1 人件費とは、一般職員に支給される給与や、市長、議員、各種委員等の特別職に支給される給料・報酬・手当のほか、社会保険料の事業主負担分である共済費等の経費の合計をいいます。

2 市の会計は、一般会計と特別会計に分かれています。普通会計とは、総務省の定める基準によって各団体の多様な会計を再構成した統計上・観念上の会計です。

②職員給与費の状況(普通会計決算)

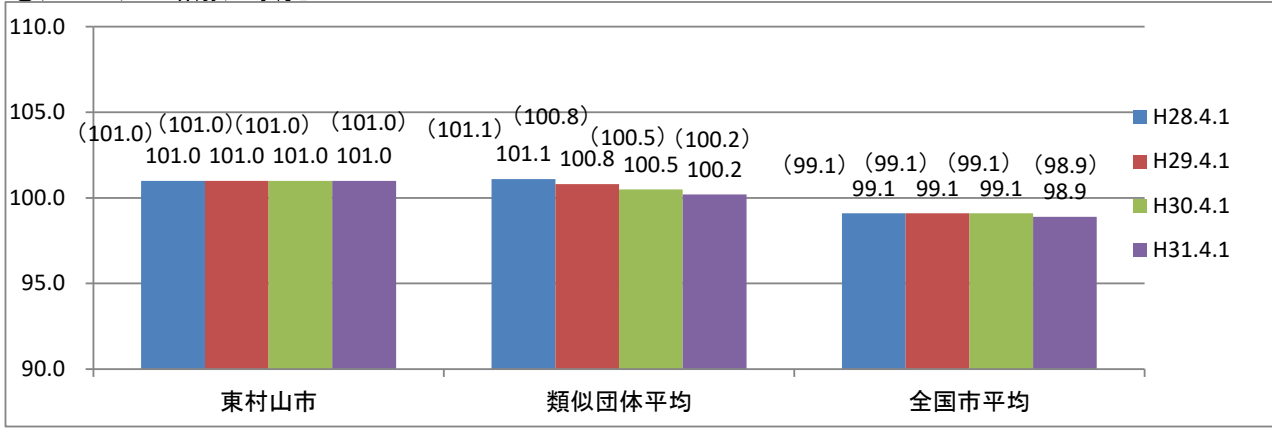
区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	千円	千円
令和元年度	人 746 (60)	千円 2,762,187 (130,292)	千円 883,565 (21,505)	千円 1,313,670 (30,799)	千円 4,959,422 (182,596)	千円 6,648 (3,043)	千円 6,611

(注) 1 職員手当は、退職手当を除いたものです。

2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です(平均年齢42.2歳)。

3 ()内は再任用短時間職員の値であり、外書きです。

③ラスパイレース指数の状況



- (注) 1 ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレース指数を指します。地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

1. 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東村山市	41.3歳	319,642円	427,940円	390,786円
東京都	41.7歳	314,459円	448,732円	395,986円
国	43.4歳	329,433円	-	411,123円
類似団体	41.5歳	316,769円	428,974円	377,511円

2. 技能労務職

区分	公務員				民間				参考			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
										公務員(C)	民間(D)	C/D
東村山市	52.9歳	38人	338,132円	408,947円	402,924円	-	-	-	-	-	-	-
うち、用務員	53.5歳	16人	344,325円	424,365円	414,733円	用務員	55.6歳	211,600円	2.01	7,028千円	2,883千円	2.44
東京都	49.9歳	-	291,617円	393,246円	361,139円	-	-	-	-	-	-	-
国	50.9歳	-	287,312円	-	329,380円	-	-	-	-	-	-	-
類似団体	50.5歳	-	331,434円	408,349円	375,887円	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(3か年平均)。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっています。
- 4 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在(東京都、国、類似団体は平成31年4月1日現在)における各職種ごとの職員の諸手当を含まない基本給の平均です。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

②職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		東村山市	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	183,700円	183,700円	182,200円
	高 校 卒	145,600円	145,600円	150,600円
技能労務職	大 学 卒	143,000円	-	-
	高 校 卒	143,000円	143,000円	-

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,167円	371,563円	376,038円	404,807円
	高 校 卒	-	-	-	379,375円
技能労務職	大 学 卒	-	-	-	-
	高 校 卒	-	-	-	-

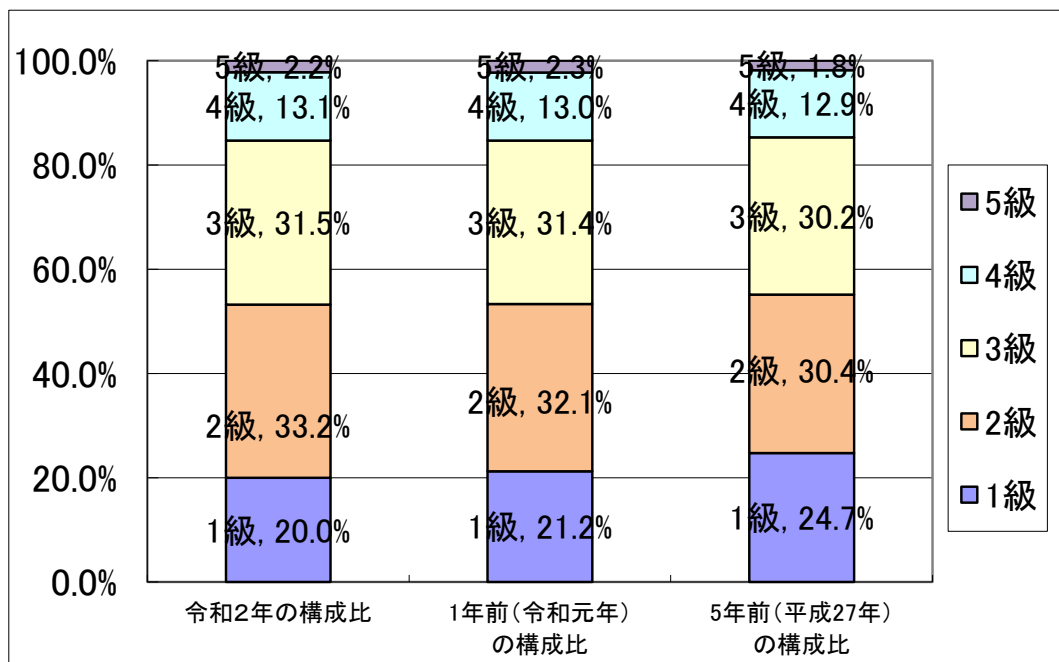
(注)「-」の部分については、該当する職員がいません。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長	12人	2.2%	494,000円	526,700円
4 級	次長・課長	71人	13.1%	284,000円	455,000円
3 級	課長補佐・係長	170人	31.5%	224,800円	415,100円
2 級	主任・主任技師	179人 (50)	33.2% (100.0)	199,100円	362,500円
1 級	主事・技師	108人	20.0%	141,300円	324,300円

(注) 1 東村山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 ()内は再任用短時間職員の値であり、外書きです。



②昇給及び勤勉手当への勤務成績の反映状況

当市では、人事評価に基づく勤務成績を勤勉手当及び昇給へ反映させています。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

東村山市		東京都		国	
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,761 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,874 千円		—	
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.45)月分 (1.00)月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.45)月分 (0.95)月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3~20%、管理職加算15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算5~20%、管理職加算10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当

東村山市 (令和2年4月1日現在)			国 (平成31年4月1日現在)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	8,054千円	20,299千円			

(注) 1 退職手当は退職時の給料月額に、勤続年数や退職事由に応じた一定の率を乗じた額となります。

2 令和元年度に退職した職員一人あたりの退職手当は、自己都合退職で8,054千円(平均勤続年数12年7月)、定年退職で20,299千円です。(平均勤続年数35年3月)

③ 地域手当

(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		436,551 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		585,189 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東村山市	15.0 %	746 人	15.0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数(平成31年4月1日)		101.0	
(ラスパイレス指数)		(101.0)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員との給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

算出方法:

補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)

④ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		1,039 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		64,938 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		2.1 %		
手当の種類(手当数)		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	高所作業に従事する職員	高所作業	1,039千円	1日につき 600円
	災害時に緊急出動し復旧作業に従事する職員	災害時の緊急出動の復旧作業	-	1日につき 600円
	行路死亡人又は行路病人の取扱いに従事する職員	行路死亡人又は行路病人の取扱い	-	1件につき 2,000円
	感染症又は家畜伝染病の防疫消毒作業に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫消毒作業	-	1日につき 600円

⑤時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	217,408 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	353 千円
支給実績(平成30年度決算)	210,652 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決)	341 千円

⑥その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)
扶養手当	子9,000円(加算4,000円)・配偶者及びその他6,000円(職務の級が4級であるものは3,000円)職務の級が5級であるものを除く	異	支給単価	58,430 千円	202,180 円
住居手当	当該年度末35歳未満で賃貸借契約がある世帯主 15,000円	異	支給対象及び単価	14,084 千円	165,694 円
通勤手当	交通機関 6ヶ月定期乗車券相当額 交通用具 距離に応じて支給	異	支給対象及び単価	39,932 千円	70,056 円
管理職手当	役職に応じて支給 94,000～64,000円	異	支給額	76,986 千円	938,854 円

(5)特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	943,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,130,000 円 / 792,000 円
	副市長	801,000 円	930,000 円 / 675,800 円
報酬	議長	558,000 円	724,000 円 / 463,000 円
	副議長	506,000 円	660,000 円 / 420,000 円
	議員	485,000 円	606,000 円 / 400,000 円
期末手当	市長 副市長	(令和元年度支給割合) 3.95 月分	
	議長 副議長 議員	(令和元年度支給割合) 4.15 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 在職1年につき給料月額の100分の310に相当する額	(1期の手当額) 11,693,200 円 (支給時期) 退職時
	副市長	在職1年につき給料月額の100分の270に相当する額	8,650,800 円 退職時

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 特別職の給料等の額は、「東村山市特別職報酬等審議会」の答申を経て、市長が条例で定めています。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間等

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
週38.75時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時

(注) 保育園、児童館、図書館、ふるさと歴史館では、市民の皆さんの利便を図るため職員の変則勤務を行っております。

(2) 休暇制度の概要

種類		事由及び付与日数	
有給	年次有給休暇	1年につき20日を限度として付与(前年繰越分を含めた場合、最大40日間) ※職務に支障がない場合、時間単位での取得が可能	
	主な特別休暇	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合(90日間を限度として、必要と認める期間)
		産前産後	妊娠中の女性職員が、出産のため就業できない場合 (出産予定日の8週間前から出産の日まで及び出産の日の翌日から8週間までの期間)
		子の看護	12歳に達するまでの子が負傷又は疾病し、看護を必要とする場合 (養育する子が1人の場合は年5日以内、複数の場合は年10日以内で必要と認める日又は時間)
		忌引	親族が死亡した場合(続柄により日数は異なる)
		夏季休暇	6月から10月の夏季における、心身の健康維持増進のため(1日を単位として5日間)
その他	育児時間・出産補助休暇(男性職員)・結婚休暇・ドナー休暇など		
無給	育児休業	3歳に満たない子を養育する場合	
	介護休暇	家族の負傷又は疾病による長期療養のため、常時介護をする場合 (年15日以上180日以内で、医師の診断に基づき必要と認める日数)	

5 分限・懲戒処分状況

(単位:件)

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	降任	休職	降給	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0	0	58	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第28条に基づく分限処分、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分の状況です。

6 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の平均取得日数

平成30年	令和元年
14.4日/人	14.2日/人

(2) 主な休暇の取得状況

種類	取得者数
病気休暇	118人
産前産後	15人
子の看護	148人
忌引	106人
夏季休暇	全職員
介護休暇	0人

(3) 育児休業・部分休業取得者数

育児休業		部分休業	
平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
38人	35人	25人	30人

(注) 前年度より引き続き取得した者を含みます。

7 研修及び勤務成績の評定の状況

東村山市では、体系的な人材育成の基本設計図として、「人材育成ビジョン」を策定しており、現在この方針に基づき、職員研修の充実を図っております。

(1) 職員研修実施状況と参加者数

区分		主な内容	人数
独自研修	職層別研修	評価者研修、昇任者研修、OJT研修等	517 人
	実務研修	文書研修、情報公開研修、法務研修、会計研修、契約研修等	462 人
	その他研修	能力開発研修、男女共同参画研修、人権啓発研修、課題研修等	1,833 人
派遣研修	東京都市町村職員研修所	職層別研修、専門職研修、実務研修、法務研修、能力開発研修等	472 人
	国・都研修	実務研修等	49 人
	合同研修	政策形成研修	5 人
自主研修	その他各種研修	政策課題研修、研究フォーラム、各種講演会等	141 人

(2) 人事評価の実施状況

職区分	評定要素	評定期間
管理職	業績評価・能力評価	4月～3月
監督職	業績評価・能力評価	4月～3月
一般職	業績評価・能力評価	4月～3月

(注) 各職位に求められる職務行動基準を設定し、達成度や能力発揮度を評価するものです。

8 職員の福祉と利益の保護状況

(1) 定期健康診断等の受診

区分	受診者
定期健康診断	825人
眼科検診	33人
がん(胃・肺・大腸)検診	222人

(2) 公務災害の認定

区分	件数
公務災害	3人
通勤災害	0人

(3) 健康教育の概要

区分	参加人数
メンタルヘルス職員研修	44 人
メンタルヘルス管理職研修	51 人
ハラスメント防止職員研修	19 人
ハラスメント防止管理職研修	7 人
ハラスメント相談・苦情窓口担当職員スキルアップ研修	9 人

(4) 福利厚生事業への助成

区分	助成額
市補助金	11,028千円

区分	支出額	内訳・参加人数等
主な事業	教養講座(会費・補助金運用)	473千円 141人
	リフレッシュ事業(会費・補助金運用)	3,870千円 ボウリング大会他 707人
	部活動補助事業(補助金運用)	603千円 体育系 8クラブ
		文化系 4クラブ
人間ドック・脳ドック等(補助金運用)	2,343千円	252人

(5) 勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申立て状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件